

大型台風時等の湾外など安全な海域への船舶の避難について (お知らせ)

背景・必要性

- 異常気象が頻発化・激甚化する中、特に勢力の大きな台風が東京湾、大阪湾等を直撃した際、船舶が海上施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生しました。
 - このため、船舶で混雑する三大湾等(※1)において、船舶に対し、湾外などの安全な海域への避難を促すための実効的な措置が必要となっています。
- ※1 東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海
- 交通政策審議会の答申を受け、関連法案を国会に提出し、5月25日に成立しました(令和3年7月1日改正法施行)。



平成30年の台風第21号来襲時、関西国際空港連絡橋に衝突したタンカー

避難勧告の仕組みと海運事業への影響等

(1) 湾外など安全な海域への避難の勧告

- 特に勢力の大きな台風(※2)が三大湾等を直撃すると予想される場合、海上保安庁が、一定の大型船(※3)に対し、時間的余裕をもって、台風直撃のおよそ2日前に、湾外など安全な海域に避難するよう勧告します。

- ※2 最大風速40m/s以上が一定の目安(令和元年房総半島台風(台風第15号)など)
- ※3 主に船体形状や大きな風圧面により風の影響を強く受ける船。目安としては長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、タンカー、長さ200m以上の貨物船などを想定

- 特に混雑の著しい東京湾では、全ての船舶に対し、台風直撃のおよそ12時間前から台風通過までの間、入湾を回避するよう勧告します。

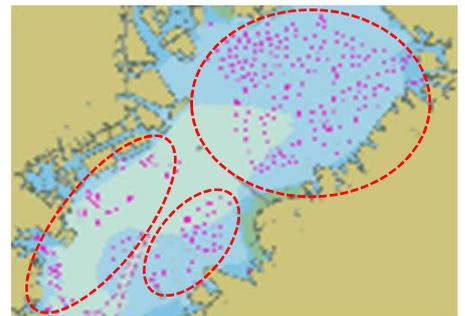
- 海上保安庁、海事・港湾関係者、行政機関で構成する協議会を湾毎に設置し、円滑な避難のため協議を行います。

(2) 船舶運航者、荷主等への影響

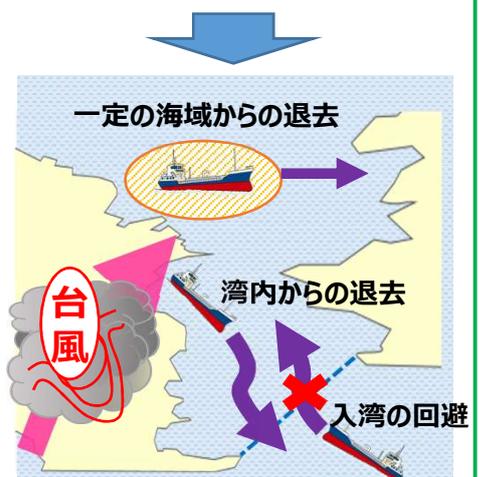
- 避難勧告の対象船舶においては、湾外など安全な海域への早期避難を優先し、荷役等の一時中断など、運航計画の変更を行うことが必要になります。
- 荷主企業等においては、荷役やターミナルの日程変更、適切な在庫管理等の準備が必要になります。

(3) その他

- 本制度は今年の台風シーズンからの実施を目指しており、関係省庁の協力を得つつ、本制度に関する広報・周知活動を実施します。



令和元年台風第15号来襲時の東京湾における船舶の錨泊状況



湾外避難等の勧告・命令制度

船舶交通の安全のため、海事・港湾関係者、荷主企業等の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先：海上保安庁交通部航行安全課 03-3591-2776(直通)